

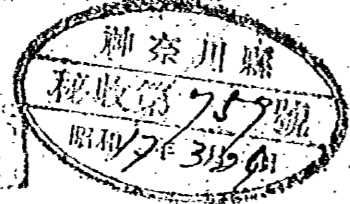
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3.5

昭和十七年三月

南方占領地渡航者取扱方ニ関スル件
ほか

国立公文書館	
分類	① ②
排架番号	3 A
	15
	44-6

44-6
係長
主任



供閱

警察部長

米三秘合第四七八號

昭和十七年三月十六日

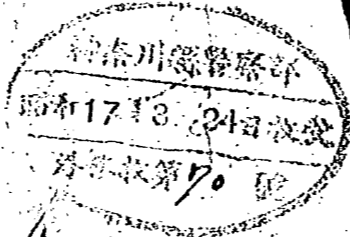
外務省並米利加局長

神奈川縣知事殿

南方占領地渡航者ノ取扱方ニ關スル件

南方占領地渡航臨時取締規則及同取扱手續ニ關シ本月六日附米三
秘合第四一三號ヲ以テ申進直キタル處之カ公布ノ曉ニハ渡航出願
者殺到スルコトト思考セラルルモ關係省間ノ決定ニ基キ當分ノ間
左記各號ニ該當スル者ノミノ渡航ヲ認ムル方針ナルニ付ハ右以
外ノ者ノ渡航許可書下付出願ハ之ヲ受理セズ貴廳ニ於テ渡航ヲ斷
念セシムル様可然御取計相成度尙事ニ於テハ香港ト南支間トノ特
殊關係ニ鑑ミ本件南方占領地渡航臨時取締規則ニ依ル渡航許可書

国立公文書館	
分類	()
配架番号	44-15-6



香港ノ外便宜措置トシテ南支ヨリ香港（九龍ヲ含ム）ヘノ渡航ニ限リ
香港占領地總督部ニ於テモ渡航許可證明書ヲ發給シ得ルコトトシ
右渡航許可證明書ヲ所持スル者ノ香港ヘノ渡航ヲ許可スルコトト
相成リタル旨通牒有之タルニ付右御參考迄申進ス
追テ當分ノ間南方占領地向一般配船ト睨ミ合テ緊急渡航者ヨリ
順次渡航許可書ヲ發給スルコトト相成ベキニ付爲之相當遲延ス
ル者モ可有之此ノ邊ノ事情モ御含ミ置キ相成度爲念申添フ

記

一 再渡航者

- ニ在留邦人ノ呼寄ニ係ル家族
- ニ現地ニ商社ヲ有シ又ハ嘗テ有シタル者又ハ其ノ使用人
- 四 其ノ他關係官廳ニ於テ必要ナリト認メタル者

「註」

(1) 一ニ及ニ付テハ此地帝國官憲發給ニ係ル引揚、再渡航

（一）再渡航者ノ場合ハ特ニ身許申告書中渡航ノ項ニ例示シテハ
通り詳記セシメラレ度シ

（二）呼寄及在留證明書又ハ現地外國官憲ノ發給シタル居住若ハ
納稅證明書、入國、再入國許可書、永住權證又ハ舊旅券其
ノ他參考トナルベキ書信類ヲ有スル場合ハ右添附セシメラ
レ度シ

呼寄及在留證明書又ハ現地外國官憲ノ發給シタル居住若ハ
納稅證明書、入國、再入國許可書、永住權證又ハ舊旅券其
ノ他參考トナルベキ書信類ヲ有スル場合ハ右添附セシメラ
レ度シ

（二）再渡航者ノ場合ハ特ニ身許申告書中渡航ノ項ニ例示シテハ
通り詳記セシメラレ度シ

本信送付先 北海道廳長官、各府縣知事、關東州廳長官

昭和十七年三月十一日

課員
係長
第一係長
外事課長

供
關

米三祕合第四一三號

昭和十七年三月六日

神奈川縣知事殿

外務省 亞米利加局長

南方占領地渡航臨時取締規則及同取扱手續
送付方ノ件

神奈川縣知事殿
昭和十七年三月十二日
外事課長

送付方ノ件
昭和十七年三月六日

南方占領地向一般邦人渡航者ニ對スル取扱方ニ關シテハ關係省間ノ決定ニ基キ外務大臣ニ於テ渡航許可書ヲ發給スルコトナリタルヲ以テ先般來右渡航許可書發給制度ニ關シ關係關係官ノ間ニ審議ヲ重ネ居リタル處此ノ程別添ノ通「南方占領地渡航臨時取締規則」(外務省、內務省、陸軍省、海軍省令)及「南方占領地渡航臨時取締規則取扱手續」(外務省訓令)ノ案文夫々決定シタルニ

別紙添附

本會... 駐在... 事務... 關係... 官... 令... 訓令... 案文... 決定... 手續... 規則... 渡航... 臨時... 取締... 南方... 占領... 地... 向... 一般... 邦人... 渡航... 者... 對... 對スル... 取扱... 方... 關シテ... 關係... 省... 間... 決定... 基キ... 外務... 大臣... 於テ... 渡航... 許可... 書... 發給... スル... コト... ナリタル... 以テ... 先般... 來... 右... 渡航... 許可... 書... 發給... 制度... 關シ... 關係... 官... 間ニ... 審議... 重ネ... 居リタル... 處... 此ノ... 程... 別... 添... 之... 通... 「南方... 占領... 地... 渡航... 臨時... 取締... 規則」... (外務... 省... 內務... 省... 陸軍... 省... 海軍... 省... 令)... 及... 「南方... 占領... 地... 渡航... 臨時... 取締... 規則... 取扱... 手續」... (外務... 省... 訓令)... ノ... 案... 文... 夫々... 決定... シタル... ニ

付近々關係省議決定アリ次第官報ヲ以テ公布（前記南方占領地渡
 航臨時取締規則取扱手續ハ訓令トシテ發送）ノ等ナルニ依リ右豫
 ×御承知置相成度此段申進ス
 本信送付先 北海道廳長官、關東州廳長官、各地方長官

本抄

（前記南方占領地渡航臨時取締規則取扱手續ハ訓令トシテ發送）ノ等ナルニ依リ右豫
 ×御承知置相成度此段申進ス
 本信送付先 北海道廳長官、關東州廳長官、各地方長官

秘

海陸内外
軍軍務務
省令第
號

南方占領地渡航臨時取締規則左ノ通定ム

昭和十七年 月 日

海陸内外
軍軍務務
大大大
臣臣臣臣

南方占領地渡航臨時取締規則(案)

第一條 南方占領地へ渡航スル帝國臣民ニ下付スル渡航許可書ハ外務大臣之ヲ發給シ外國ニ於テハ在外公館長ヲシテ之ヲ發給セシム

前項渡航許可書ヲ以テ渡航セントスル者ハ更ニ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 渡航許可書ノ下付ヲ請フ者ハ左ノ書類ヲ內國ニ於テハ本籍又ハ所在地ノ地方廳、關東州ニ於テハ關東州廳、外國ニ於テハ在外公館ニ差出スベシ但シ當該官廳ノ認定ニ依リ身許申告書、戶籍謄本又ハ戶籍抄本及保證書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得

- 一、渡航許可書下付願書(附錄第一號)
- 二、身許申告書(附錄第二號)
- 三、戶籍謄本又ハ戶籍抄本
- 四、寫真三葉(最近六箇月以內ノ撮影ニ係ル手札形、無帽半身、無臺紙、裏面ニ氏名記入)
- 五、他ヨリ派遣セララル者ハ其ノ派遣責任者ノ保證書(附錄第三號)
- 六、占領地帝國官憲發給ノ呼寄、再渡航等ニ關スル證明書
- 七、占領地在留者ノ呼寄ニ關スル書信等ヲ有スル者ハ該書信類
- 八、其ノ他參考ト爲ルベキ書類アル場合ハ該書類

前項第二號ノ身許申告書中兵役及賞罰ニ關シテハ内國ニ於テハ市區町村長ノ認證ヲ得タル上差出ス
ベシ

第三條 公用ノ爲占領地ニ渡航スル者及其ノ同伴スル妻子又ハ從者ニ對シテハ所屬長官ヨリ寫眞二葉
ヲ添附シ且從者ニ付テハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添附シテ外務大臣ニ公用渡航許可書ノ下付ヲ請求
スベシ(附錄第四號)

公用ノ爲占領地ニ在ル者其ノ所在地ニ妻子又ハ從者ヲ呼寄セントスル場合亦前項ニ準ズ

第四條 渡航許可書ノ發給ニ對シテハ手数料ヲ徵收セズ

第五條 渡航許可書ノ下付ヲ受ケタル者ハ自ラ其ノ渡航許可書面所定ノ場所ニ署名スベシ

第六條 渡航許可書ノ下付ヲ受ケタル後該渡航許可書發給ノ日附以後三月以内ニ於ケル出發迄ノ間ニ
該渡航許可書面ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ事由ヲ具シ内國及關東州ニ於テハ該許可書ヲ下
付シタル官廳ニ之ガ書替ヲ願出デ又ハ請求スベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ直接外務省ニ之ガ書替ヲ
願出ヅルコトヲ得

渡航許可書ノ書替ヲ爲シタルトキハ舊許可書ハ之ヲ無効トス

第七條 渡航許可書ノ下付ヲ受ケタル者渡航許可書ノ日附ヨリ三月以内ニ出發セザルトキハ該許可書
ハ其ノ效力ヲ失フ

第八條 渡航許可書ノ下付ヲ受ケタル者歸國ジタルトキハ該許可書ハ之ヲ無効トス

第九條 用務ノタメ本邦ト占領地トノ間ヲ數次往復スル必要アリト認ムル者ニ對シテハ内國ニ於テハ
願出ニ依リ數次往復渡航許可書ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ渡航許可書ハ其ノ日附ヨリ三年ヲ經過シタル後初メテ歸國スル迄之ヲ有效トス

第十條 無効又ハ失効ノ渡航許可書ハ直ニ之ヲ該許可書ヲ下付シタル官廳ニ又ハ其ノ他内國ニ於テハ
地方廳、關東州ニ於テハ關東州廳若ハ外國ニ於テハ在外公館ニ返納スベシ

第十一條 無効又ハ失効ノ渡航許可書ヲ自己ノ手許ニ保存セント欲スル者ニ對シテハ返納ノ際該許可
書ニ消印ヲ施シタル上之ヲ交付スルコトヲ得

第十二條 現ニ有效ナル渡航許可書ト雖モ當該官廳ヨリ命令アルトキハ何時ニテモ之ヲ返納スベシ

第十三條 渡航許可書ヲ紛失シ又ハ燒失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ第十條所定ノ官廳ニ届出ヅベシ紛
失渡航許可書ヲ發見シタル場合亦同ジ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一、事實ニ相違スル記載又ハ申立ヲ爲シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ渡航許可書ノ下付ヲ受ケタル者
二、他人名義ノ渡航許可書ヲ使用シ若ハ之ヲ使用セシメ又ハ不正ノ目的ヲ以テ渡航許可書ヲ授受シ
タル者

三、渡航許可書ニ貼附シタル寫眞ヲ取換ヘ之ヲ使用シ又ハ使用セシメタル者但シ刑法ニ正條アル場
合ヲ除ク

四、本令ニ依リ渡航許可書ヲ返納スベキ場合ニ之ヲ返納セズシテ使用シ又ハ事實ヲ偽リテ渡航許可
書ヲ紛失シ若ハ燒失シタル旨ヲ届出デタル者

第十五條 本令ニ於テ地方廳トハ北海道廳及府縣ヲ謂フ又在外公館トハ帝國大使館、公使館、總領事
館、領事館、總領事館分館、領事館分館、總領事館出張所及領事館出張所ヲ謂フ

第十六條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル渡航許可書ノ下付ニ關シテハ朝鮮總督、臺灣總督、
樺太廳長官及南洋廳長官ノ夫々定ムル所ニ依ル但シ渡航許可書冊子ハ總テ外務省ヨリ配付ス

附 則

本令ハ昭和十七年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

(附録第一號)

渡航許可書下付願書 (用紙日本標準規格
B 列 第 四 號)

- 一、氏 名 (右傍ニ片假名ヲ附スベシ)
- 一、本籍地 (番地ニ至ル迄記載スベシ)
- 一、所在地 (番地ニ至ル迄記載スベシ、他人方ニ寄寓スル者ハ「何某」方ト記載スベシ)
- 一、身 分 (戶主ト家族トノ別、家族ナルトキハ戶主ノ氏名、職業及戶主トノ續柄ヲ記載スベシ)
- 一、年 齡 (何年何月何日生ト記載スベシ)
- 一、職 業 (例ヘバ「醫師」「何輸出商」「何製造業」「何會社取締役」「農業」「漁業」「何小賣業」
「何職工」等ト可成具體的ニ記載スベシ)
- 一、渡航目的地名 (例ヘバ比律賓群島、「ボルネオ」島ト記載スルガ如シ)
- 一、渡航目的 (例ヘバ「商用」「視察」「支店勤務」「農業」「漁業」ト記載スルガ如シ)
- 一、渡航理由 (渡航セントスル事情ヲ具體的ニ詳記スベシ但シ數次往復渡航許可書ヲ希望スル者ハ
右許可書ヲ必要トスル事由ヲモ記載スベシ)
- 一、携帶旅費 (二百圓以内ノトキハ其ノ旨、二百圓ヲ超ユルトキハ大藏省ニ對シ爲替許可方手續中
ナル旨記載スベシ)

一、身 長 (何「メートル」何「センチ」何尺何寸何分ト「メートル」法及尺法ノ雙方ニテ記載スベシ)

一、特 徴 (外部ニ現レタル身體ノ特徴一箇所ヲ記載スベシ、特徴ナキ者ハ「ナシ」ト記載スベシ)

一、出發豫定期日 (昭和何年何月何日)

一、歸國豫定期 (昭和何年何月)

一、普通渡航許可書ト數次往復渡航許可書トノ別 (數次往復渡航許可書(南方占領地渡航臨時取締規則第九條)ヲ希望スル者ハ「數次往復渡航許可書」ト記載シ然ラザル者ハ「普通渡航許可書」ト記載スベシ)

右ニ依リ渡航許可書下付相成度別紙身許申告書、戶籍謄本(又ハ戶籍抄本)何書(第二條第五號乃至第八號ニ該當スル書類)及寫真三葉添附此段相願候也

年 月 日

氏 氏 氏

地方長官(又ハ關東州廳長官)宛

備考

一、在外公館長ニ差出ス渡航許可書下付願書ノ様式ハ右ニ準ズルコト

二、未成年者ガ親又ハ之ニ代ルベキ扶養者ノ呼寄ニ依ルニ非ズシテ單獨ニ渡航スル場合ハ親權者、後見人又ハ戶主ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ト共ニ連署捺印スルコト

三、妻ガ本邦ニ在ル夫ト離レテ單獨ニ渡航スル場合ハ夫ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シ本人ト共ニ連署捺印スルコト

四、夫ガ妻ヲ同伴スル場合又ハ親ガ子ヲ同伴スル場合ハ其ノ氏名、年齢、身長及特徴ヲ夫々人別ニ記載ノ上同一願書ニ依リ出願スルコトヲ得但シ右ノ場合ニ於テ妻ヲ夫ノ渡航許可書ニ又子ヲ親ノ渡航許可書ニ併記方(數次往復渡航許可書ノ場合ヲ除ク)希望ノ者ハ「某ノ渡航許可書ニ併記」ト氏名ノ項ノ下方ニ記載スルコト

(附録第二號)

身許申告書(用紙日本標準規格B列第四號)

氏名

生年月日

學業

一、(何年何月何日何學校卒業)ト記載スルガ如シ)

一、(何年何月何日ヨリ何年何月何日迄何所ニ於テ何々研究)ト記載スルガ如シ)

職業

一、(何年何月何日何會社ノ事務員ト爲リ何年何月何日何支店詰ト爲リ何年何月何日何支店長ト爲リ今日ニ至ル)ト記載スルガ如シ)

一、(何年何月以來農業ニ従事)「何年何月以來何商ニ従事」ト記載スルガ如シ)

兵役

一、(何年何月何日徵兵検査ノ結果甲種合格何部隊ニ入營何年何月何日滿期退營)「何年何月何日徵兵検査ノ結果何種合格何補充兵ト爲ル」本年徵兵適齡ナルガ四月十五日ノ徵集延期手續期限(兵役法施行規則第三百二十九號參照)迄ニ渡航許可書ノ下附ヲ受クルコト能ハザリシニ付今回

ノ渡航出願ニ關シ何年何月何日何聯隊區徵兵官ノ承認ヲ得タリ)又ハ「徵兵適齡前ニ付兵役關係ナシ」ト記載スルガ如シ)

一、(或ハ「何國在留ノ爲何年何月何日ヨリ兵役法第四十二條ニ依リ年々徵集ヲ延期セラレ今日ニ至ル、何年何月何日一時歸國、兵役法第四十三條第三項及同法施行規則第三百三十九條第二項ニ依リ何年何月何日迄滞在期間ヲ延期セラル」ト記載スルガ如シ)

一、(或ハ「何校在學ノ爲兵役法第四十一條ニ依リ徵集ヲ延期セラレ居ル者ナルトコロ今回ノ渡航ニ關シ何年何月何日何聯隊區徵兵官ノ承認ヲ得タリ」ト記載スルガ如シ)

一、(何年何月何日何府縣ヨリ旅券又ハ渡航許可書ノ下付ヲ受ケ何々ノ爲何國何地ニ渡航何年何月何日歸國)ト記載スルガ如シ)

賞罰

一、(曾テ刑罰ヲ受ケタルコトナシ)ト記載スルガ如シ)

一、(或ハ「何年何月何日何裁判所ニ於テ何罪ニ因リ罰金何圓ニ處セララル」ト記載スルガ如シ)右ノ通相違無之候也

年 月 日

氏 名 印

九

地方長官（又ハ關東州廳長官）宛
右兵役及賞罰ニ關シ認證ス

年 月 日

何市區町村長 氏 名 印

備考

- 一、在外公館長ニ差出ス身許申告書ノ様式ハ右ニ準ズルコト
- 二、再渡航者ニ在リテハ兵役、渡航及賞罰以外ノ事項ハ省略スルコトヲ得

（附録第三號）

保 證 書（用紙日本標準規格B列第四號）

氏 名

生年月日

右者當會社（銀行、商店、協會等）ノ事務員（職名ヲ記載スルコト）ニシテ今般何用ノ爲（何支店勤務ノ爲等）何地（特定ノ地ニ派遣スル場合ハ其ノ地名ヲモ記載スルコト）ニ派遣スル者ニ相違無之同人ノ往復旅費及滞在費全部（或ハ往復旅費何程滞在費何程）當方ニ於テ支出シ且同人ノ身上ニ關シテハ一切當方ニ於テ責任ヲ以テ引受可致此段保證候也

年 月 日

所在地

何會社（銀行、商店、協會等）

社長（代表者職名ヲ記載スルコト）氏 名 印

地方長官（又ハ關東州廳長官）宛

備考

- 一、追書トシテ派遣責任者ノ業務（種目詳細記載ノコト）及資産（法人ナルトキハ其ノ資本金拂



込額及創立年月)等記載ノコト
二、在外公館長ニ差出ス保證書ノ様式ハ本様式ニ準ズルコト

(附録第四號)

公用渡航許可書請求書

年 月 日

何大臣(何大學總長) 團

外務大臣宛

公用渡航許可書請求ノ件

官職

氏 名

生年月日

同伴妻

氏 名

生年月日

同伴何男(又ハ何女)

氏 名

生年月日

右者官命ニ依リ左記ノ通、ニ出張致シ候ニ付公用渡航許可書發給相成度寫真各ニ葉添附此段及
請求候也

記

一、渡航目的(詳記ノコト)

一、渡航目的地名

一、身長（「メートル」法ニ依ル）

一、特徴（外部ニ現ハレタル身體ノ特徴一箇所ヲ記載スベシ、特徴ナキ者ハ「ナシ」ト記載スベシ）

備考

一、妻子ヲ同伴スル場合ハ其ノ身長及特徴ヲ人別ニ記載スルコト

二、妻ヲ夫ノ渡航許可書ニ併記方希望ノ向ハ其ノ旨ヲ追書ニ記載スルコト、子女ヲ父又ハ母ノ渡航許可書ニ併記方希望スル場合亦同シ

三、囑託ニ對シ公用渡航許可書ヲ請求スル場合ハ當該官廳ヨリ支給スル費用額ヲ追記ニ記載スルコト

外務省訓令第 號

北海道廳長官
府縣知事
關東州廳長官
在外公館長

南方占領地渡航臨時取締規則取扱手續左ノ通定ム

昭和十七年 月 日

外務大臣

祕

南方占領地渡航臨時取締規則取扱手續(案)

第一條 地方廳及關東州廳ニ於テ渡航許可書下付願書ヲ受ケタルトキハ規定ノ書類ヲ具備シ居ルヤ否
ヤヲ調査シ若シ不足ノモノアラバ速ニ之ヲ差出サシメタル上身許調査ヲ行ハズ左ノ通取扱フベシ
但シ特ニ調査ヲ必要トスル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一、總テ願書ノ上部ニ符箋シ之ニ許否ノ意見ヲ記載シ(不許可ノ場合ニハ其ノ理由ヲモ記載ノコ
ト)速ニ一件書類ヲ外務省ニ送付スベシ

第二條 南方占領地渡航臨時取締規則第二條第一項ニ依リ身許申告書、戶籍謄本又ハ戶籍抄本及保證
書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得ル場合ハ當該官廳ニ於テ身許判明シ居リ且其ノ確實ナル者ナルト
キニ限り是等書類ノ添附ヲ省略セシメタル場合ハ其ノ旨及本人ノ身許ノ概要ヲ記載シタルモノヲ渡
航許可書下付願書ニ添附スベシ

第三條 第一條第一號ニ依リ外務省ニ送付セララルル渡航許可書下付願書類ノ封筒ニハ「渡航許可書事
務」ト朱記スベシ

第四條 外務省ガ地方廳及關東州廳ヨリ渡航許可書下付願書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク審査
シ左ノ通り取扱フ

一、外務省ニ於テ許可スベキモノト認メタルモノニ對シテハ渡航許可書ヲ作成シ該許可書面ニ陸軍

省又ハ海軍省ノ渡航承認ヲ取付ケタル上第一條所定ノ附箋ニ「渡航許可書作成済」ノ印ヲ押シ渡航許可書及一件書類ヲ當該官廳ニ送付スベシ

二、外務省ニ於テ渡航許可書ヲ下付スベカラズト認メタルモノニ對シテハ其ノ旨意見ヲ附シ一件書類ヲ當該官廳ニ返付スベク又調査ヲ要スト認メタルモノニ對シテハ事項ヲ指定シテ調査方ヲ關係官廳ニ照會スベシ

第五條 地方廳又ハ關東州廳ガ外務省ヨリ作成渡航許可書ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ本人ニ下付方取計フベシ

第六條 地方廳又ハ關東州廳ガ渡航者ニ對シ外務省ニ於テ直接渡航許可書ヲ交付スルコトヲ希望スル者ニ付テハ外務省ニ於テ作成渡航許可書ヲ本人ニ交付スルコトヲ得

前項ノ希望ハ第一條所定ノ符箋ニ記載スベシ但シ一件書類發送後ナルトキハ右ノ希望ヲ外務省ニ速報スベシ

外務省ニ於テ作成渡航許可書ヲ本人ニ交付シタルトキハ領收證ヲ徵シ一件書類ト共ニ當該官廳ニ送付スベシ

第七條 地方廳及關東州廳ガ南方占領地渡航臨時取締規則第六條ニ依リ渡航許可書書替ノ願出ヲ受ケテ之ヲ書替フベキモノト認メタルトキハ速ニ一件書類ヲ外務省ニ送付スベシ此ノ場合外務省ニ於テハ

審査ノ上支障ナシト認メタルトキハ速ニ渡航許可書ヲ書替フ爲シ陸軍省又ハ海軍省ノ承認ヲ取付ケタル上一件書類ト共ニ當該官廳ニ送付スベシ

外務省ニ直接渡航許可書ヲ書替フ願出デタルモノニ對シ外務省ニ於テ其ノ渡航許可書ヲ書替タルトキハ所定ノ承認ヲ取付ケタル上直接之ヲ本人ニ交付シ領收證ヲ徵シ書替事項ノ通知書及舊渡航許可書ト共ニ之ヲ下付官廳ニ送付スベシ

第八條 地方廳及關東州廳ニ於テ渡航許可書ノ領收證ヲ徵シタルトキハ關係書類ト共ニ保存スベシ

第九條 渡航許可書ハ所定ノ冊子ヲ以テ雛形ノ例ニ依リ作成スベシ
寫真三葉ノ内一葉ハ渡航許可書ニ貼附シ官ノ契印ヲ押捺シ他ノ一葉ハ渡航許可書下付願書ニ添附シ出願官廳ニ於テ之ヲ保存シ殘リノ一葉ハ外務省ニ於テ之ヲ保存スベシ
内國官廳及關東州廳ニ於テ渡航許可書ヲ下付スルトキハ渡航許可書所定ノ場所ニ下付官廳名ヲ朱印スベシ

渡航許可書ノ下付官廳以外ノ官廳ニ於テ渡航許可書ヲ交付スルトキハ下付官廳名朱印ノ左傍ニ「交付官廳」ノ四字及交付官廳名ヲ朱印スベシ

第十條 南方占領地渡航臨時取締規則第九條ニ依リ渡航許可書ヲ下付スル場合ニハ「數次往復渡航許可書」ノ朱印アル渡航許可書冊子ヲ使用スベシ

第十一條 各官廳ニ於テ使用スベキ渡航許可書冊子ハ外務省ヨリ配付ス各官廳ノ首長ハ其ノ所要部數ヲ豫メ外務省ニ請求スベシ

渡航許可書冊子ノ送付ヲ受ケタルトキハ領收ノ旨ヲ外務省ニ速報スベシ

第十二條 渡航許可書ヲ下付シタル官廳ハ附屬第一號様式ニ依リ渡航地名別ヲ以テ各別紙トシ成ルベク許可書番號順ニ記載シタル渡航許可書下付表ヲ作成シ毎年三月末、六月末、九月末及十二月末ノ四回ニ各其ノ前三箇月分ヲ一纏メトシ翌月十日迄ニ外務省ニ報告スベシ

第十三條 渡航許可書ヲ作成シテ下付シタル官廳ハ附屬第二號様式ニ依リ渡航許可書冊子受拂數及現在數表ヲ作成シ渡航許可書下付表ト同時ニ毎三箇月末ニ於ケル現在數ヲ外務省ニ報告スベシ
書損汚損毀損等ニ因リ使用シ得ザルニ至レル渡航許可書冊子ハ各印證ヲ抹消シ三箇月分ヲ一括シ之ニ其ノ番號表ヲ添ヘ渡航許可書冊子受拂數及現在數表ト共ニ外務省ニ送付スベシ

第十四條 各官廳ニ於テ無効又ハ失効ノ渡航許可書ノ返納ヲ受ケタルトキ又ハ作成済ノ渡航許可書ニシテ其ノ渡航許可書ノ日附ヨリ三箇月以内ニ之ヲ本人ニ交付シ得ザルトキハ同官廳ニ於テ速ニ之ヲ廢棄スベシ

前項ノ返納渡航許可書中他官廳ノ下付ニ係ルモノニ付テハ之ガ廢棄ト同時ニ該渡航許可書面ノ氏名、渡航目的地名、渡航許可書番號、渡航許可書發給年月日及右渡航許可書ノ返納月日ヲ該渡航許可書ノ下付官廳ニ通知スベシ

他官廳ノ下付ニ係ル渡航許可書ノ紛失若ハ燒失ノ届出又ハ紛失渡航許可書發見ノ届出ヲ受ケタル官廳ハ其ノ届出ノ要項ヲ速ニ該渡航許可書ノ下付官廳ニ通知スベシ

第十五條 各官廳ニ於テ其ノ下付ニ係ル無効又ハ失効渡航許可書ノ返納ヲ受ケ又ハ他ノ官廳ヨリ之ガ返納ノ通知ヲ受ケタルトキハ附屬第三號様式ニ依リ毎年十二月末ニ於テ該一箇年分ヲ一纏メトシ渡航地別ヲ以テ別紙トシタル渡航許可書返納表ヲ作成シ翌年一月末迄ニ之ヲ外務省ニ報告スベシ

第十六條 無効渡航許可書ノ返納紛失又ハ燒失渡航許可書ノ届出及紛失渡航許可書發見ノ届出事務ニ關シテハ在外公館ト内國地方廳、關東州廳及外地官廳間ニ直接通信ヲ爲スコトヲ得

附 則

本訓令ハ昭和十七年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

(渡航許可書様形省略)

完結
月 日
種別
種目

外収 第 五 五 號 決裁 月 日 書淨 正校 昭和十七年二月三日施行 (印)

昭和十七年二月二十日起

警察部長 課長 課員

知事

縣下各警察署長

右領地帯渡航者取扱方之関スル件

右領地帯渡航者取扱ニ関シ目下關係官廳間ニ

於テ特別渡航手續協議中ナルニ付右決定シ

見ル迄該地方渡航者出來ルニ付渡航者

申 奈 川 係 德

(標準規格B列4番)

(附屬第三號)

昭和何年渡航許可書返納表

合計	渡航許可書番號	氏名	渡航地名	渡航許可書年月日	返納月日
册					

官廳名

省ニ対シテハ右ノ旨申上達未定申上
 西報ニ至ル所行ニ至ル事也
 警察部長 啓

西國印刷所納一六七三〇〇〇〇

昭和十七年二月廿一日午前 十時三十分受信

受	信	者	外務課長
取	扱	者	高松書記
發	信	者	外務省要利局
取	扱	者	金田 属

右領地帯海航者取扱ニ關スル件
 並ニ海報告ニ關スル件

右領地帯海航者取扱ニ關シ目下閣僚官廳協議特別
 海航手續研究中ニ在リ決定方通達スル迄一般海航
 出来ル義ト申上知事申上

尚從來法規ニ從ヒ報告申上後報告書付

課長
 警務部長

申上川 係

55

從前通「内容」有並ニ係ハラス
時報告也

SHIRAZI
SACH # 15
ITEM # 7